

伐採に係る森林の状況報告書

年 月 日

三股町長 宛て

伐採した者（立木を伐採する権原を有する者）

住 所

届出人氏名

電話番号

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

三 股 町 大字	字	地番
林小班（ ）		

2 伐採の実施状況

伐 採 面 積	ha（うち人工林 ha、天然林 ha）		
伐 採 方 法	皆伐 ・ 択伐	伐採率	%
作 業 委 託 先			
伐 採 樹 種			
伐 採 齢			
伐 採 の 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
集材・搬出方法	車両系（集材路）・架線系・その他（ ）		
集材路の新設 幅員・延長	有（幅員 m ・ 延長 m） 無		

3 森林所有者（造林する者）又は造林作業を委託された者の伐採跡地確認実施状況

現地確認の有無	有（ 年 月 日実施）・無
確 認 者 氏 名	
備 考	

4 備考

--

【注意事項】

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 4 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 5 樹種は、スギ、ヒノキ、マツ（アカマツ及びクロマツをいう。）、その他の針葉樹、ブナ、クヌギ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 6 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。

(裏面)

「伐採に係る森林の状況報告書」について

1 制度の概要

伐採及び伐採後の造林の届出に基づいて森林の立木の伐採（主伐）及び造林をしたときは、森林法第10条の8第2項に定める状況報告の対象となります。

法令趣旨をご理解の上、報告書の提出をお願いいたします

2 報告書の提出時期

伐採が終了した日から30日以内に提出すること。

3 関連法令

○森林法第10条の8第2項

（伐採及び伐採後の造林の届出等）

第十条の八（略）

2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

○森林法施行規則第14条の2

（伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告）

第十四条の二 法第十条の八第二項の規定による報告は、伐採（間伐を除く。以下この条において同じ。）の終わった日及び伐採後の造林の終わった日からそれぞれ三十日以内に当該伐採の終わった日及び当該伐採後の造林の終わった日における森林の状況を記載した報告書を提出しなければならない。